

令和5年8月30日開催

令和5年度  
燕市農業委員会第5回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第5回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月30日(水曜日)  
午前9時30分～午前9時51分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第11号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

報告第12号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 26 号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第 27 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春（会長）

8. 議事録署名委員

1 番 山浦 博 2 番 本田 繁

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第5回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号1番 山浦 博 委員及び</p> <p>議席番号2番 本田 繁 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第10号から第12号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号24番 秋葉町三丁目の畑、1筆、79㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号25番 熊森字上川原の田、1筆、142㎡、売買に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号26番 小中川字前田の田、1筆、859㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第11号「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」であります。</p> <p>受付番号1番 国上字居下の畑、1筆、79㎡、新地目は山林。現況が山林であるためであります。</p>

事務局	<p>続きまして、会長報告第 12 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 8 番 桜町字小屋場の田、計 2 筆、973 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 9 番 杉柳字杉柳の田、計 2 筆、1,988 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。令和 5 年 2 月 28 日、農地法第 5 条、建売住宅 9 棟。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>受付番号 10 番 殿島二丁目の田、1 筆、99 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。昭和 39 年 10 月 21 日、農地法第 5 条、住宅。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 14 番 小中川字前田の田、1 筆、859 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り●円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 15 番 砂子塚字興野浦の田、1 筆、963 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与、位置図は議案資料の同じく 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 16 番 熊森字上川原の田、1 筆、142 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る8月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>8月22日、午前9時30分より、市役所4階 委員会室で、第1事前審査委員会、欠席1名、出席委員12名による審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号29番 四ツ屋字前畑の畑、1筆、50㎡、転用目的は事務所。      契約内容は売買。令和5年12月19日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料3～4頁をご覧ください。</p> <p>現在申請地の隣で事務所と住居を併設していますが、事務所を独立して建設するため、当該地を購入するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号30番 柚木字赤間田の田、1筆、823㎡、転用目的は駐車場</p>

事務局	<p>33 台。契約内容は売買。令和 5 年 12 月 19 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 5～6 頁をご覧ください。</p> <p>各種金型の設計製作業を営んでおりますが、従業員の増加に伴い駐車場が不足しており、また工場増築の計画もあるため、当該地を購入し駐車場を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 31 番 下粟生津字下組の畑、1 筆、82 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 6 年 3 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 7～8 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、実家近くの当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 32 番 五千石字前ノ浦の田、1 筆、194 m<sup>2</sup>、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和 5 年 11 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 9～10 頁をご覧ください。</p> <p>土砂利採取販売業を営んでおりますが、土砂など資材を置くスペースが不足しており、当該地を取得し、長岡地籍の農地と一体的に資材置場として使用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 33 番 佐善字堤外の畑、1 筆、72 m<sup>2</sup>、転用目的は事務所及び駐車場 2 台、契約内容は売買。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 11～12 頁をご覧ください。</p> <p>農機具の修理や販売業を営んでおりますが、事務所敷地及び駐車場として借りていた当該地を取得しようとした際に農地とわかり転用許可を申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺</p>

事務局	<p>の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところあります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」5件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第26号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第26号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。利用権の設定になります。</p> <p>受付番号3番 吉田鴻巣字三方口、他の田、計7筆、6,273㎡、10年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>



三浦委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の新規設定1件、異議がなかった事を報告します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第27号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第27号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>公社借入の8年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号264番 下粟生津字下組、他の田、計9筆、15,454㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和13年12月31日までの8年、対価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>8年の合計が2件、18,454㎡です。</p>
事務局	<p>次に、公社貸付の8年の農用地利用集積計画であります。</p>
事務局	<p>受付番号155番 下粟生津字下組、他の田、計10筆、18,454㎡、設定期間は令和13年12月31日までの8年であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入2件、公社貸付1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第26号、第27号の案件につきましては、<u>9月5日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第5回総会を閉会致します。</p> <p style="text-align: center;">(終了時刻 午前9時51分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月30日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 山浦 博

---

議事録署名委員 本田 繁

---